

全科実例
による
社会保険

歯科

2018

平成 30 年 4 月版

診療

歯科保険研究会 編

購入者限定! 無料特典付き

- ▶ 歯科診療 2018 電子版
- ▶ 歯科診療かな漢字変換辞書 2018
- ▶ デジタルブックレット「歯科と介護保険請求」
- ▶ 更新情報メールサービス

医歯薬出版株式会社

2018年

診療報酬改定の概要と その他の動き

1 はじめに

高齢化が急速に進み、社会保障サービスに対する適正化要請が強まる中で、今回の改定では、6年ぶりに医療と介護の同時改定が行われました。

医療と介護に要する費用は増え続けており、社会保障制度を維持していくための社会保障給付費120兆円のうち、医療介護の費用は、約4割程度を占めるようになりました。

最近、社会保障に対する給付費の増加で保険料等の負担が増える傾向にあり、社会保障サービスに対する世間の関心が高まるとともに、医療介護に対する社会保障給付費の増加抑制を図ることが政府の重要課題に位置付けられるようになってきました。

プラス改定への厳しい意見も出始めてはいましたが、今回の診療報酬改定は、医療費の増加抑制のための対応がなされた上で、歯科診療報酬の改定率0.69%（診療報酬全体の本体改定率は0.55%）が確保されました（表1）。

幸い、歯科医療については、技術料部分の占める割合が多いことが改定率に対してプラスに作用しました。

また、最近では、歯周組織再生剤の新たな保険導入や、臼歯部CAD/CAM用の歯科材料の新規保険導入（2017年12月）等の動きがあることも影響し、診療報酬改定のない年でも歯科医療費が微増のトレンドにあり、2013年度に2.7兆円、2014年度に2.8兆円、2016年度は2.9兆円と増加しております。

このままの基調がつづけば、歯科医療費は数年後に3兆円を超えることもありえる状況となっており、ちなみに直近の2017年4月から7月の歯科医療費は1.5%のプラスとなっています。

今回の診療報酬改定では、昨年6月の経済財政諮問会議でとりまとめられた「経済財政運営と改革の基本方針2017」が大きく影響していると考えられます（表2）。

同様に、今回の診療報酬改定に

表1 平成30年度診療報酬改定について（厚生労働省）

12月18日の予算大臣折衝を踏まえ、平成30年度の診療報酬改定は、以下のとおりとなった。

- 診療報酬本体 +0.55%
各科改定率 医科 +0.63%
 歯科 +0.69%
 調剤 +0.19%
- 薬価等
①薬価 ▲1.65%
 ※うち、実勢薬価改定 ▲1.36%
 薬価制度の抜本改定 ▲0.29%
②材料価格 ▲0.09%

なお、上記の他、いわゆる大型門前薬局に対する評価の適正化の措置を講ずる。

平成30年度 診療報酬改定の 重要ポイント

1

歯科初診料，歯科再診料の変更点と 施設基準

1—基本的な考え方

歯科では、日常的に唾液や血液等に触れる環境下で多くの器具・器材を用いて診療を行っています。そのため、今回の診療報酬改定では院内感染防止対策の推進が図られることとなりました。院内感染防止対策に関する以下の基準を満たし、その旨を届出ているかどうかで、初再診料の算定点数が異なることとなります（平成30年10月1日以降）。

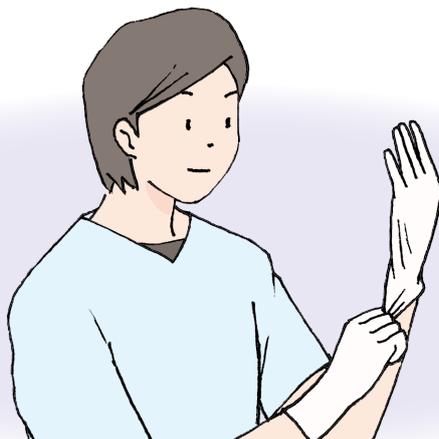
2—歯科初診料・再診料の変更点 （病初診届出医療機関については、本文54頁参照）

	平成30年4月1日～9月30日	平成30年10月1日～
歯科初診料	234点	237点 226点* ¹ （届出を行っていない場合）
歯科再診料	45点	48点 41点* ¹ （届出を行っていない場合）

*1を算定する医療機関において訪問診療料（初再診料に該当する訪問診療料も含む）を算定する場合は、所定点数から10点を減算する。
*外来環・再外来環は、9月30日までは25点・5点、10月1日より21点・3点となる

3—具体的な施設基準

1) 医療機関内で院内感染防止対策が行われていること



2

かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所 の変更点と施設基準

1—基本的な考え方

地域連携を推進し、また継続的な口腔機能管理を推し進めるために、かかりつけ歯科医の機能の評価とかかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の施設基準が変更になります。

2—算定項目の変更点

- 訪問口腔リハ+ 75点（加算点数は+ 100点→+ 75点に。ただし、訪問口腔リハの指導時間は30分以上→20分以上に）
- 小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料+ 75点（新規）
- 歯科訪問診療補助加算：同一建物居住者以外+ 115点（か強診・歯援診以外+ 90点）、同一建物居住者+ 50点（か強診・歯援診以外+ 30点）（従来は歯援診のみの加算点数だったが、か強診も追加、増点）
- 歯科訪問診療移行加算+ 150点（それ以外+ 100点）（新規）
- SPT（Ⅱ）
- エナメル質初期う蝕管理加算

3—具体的な施設基準 （通知内容より作成。告示内容については、本文37頁参照）

- 1) 過去1年間のSPT（Ⅰ・Ⅱ）の算定回数が計30回以上、F局またはエナメル質初期う蝕管理加算の算定回数が計10回以上、かつ補管届出医療機関であること



3

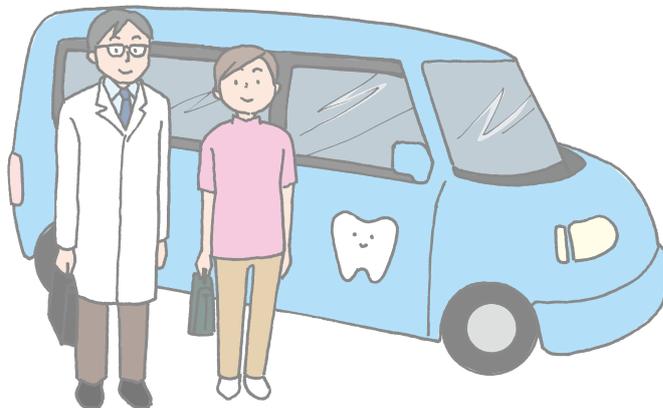
在宅療養支援歯科診療所の変更点と施設基準

1—基本的な考え方

在宅歯科医療において関係者間の連携を推進するべく、在宅療養支援歯科診療所は、地域の医療機関や介護関係者との連携実績を施設基準に追加し、大きく見直されることとなります。

2—在宅療養支援歯科診療所の変更点

改定前	改定後
在宅療養支援歯科診療所	在宅療養支援歯科診療所 1 在宅療養支援歯科診療所 2 (次項の施設基準充足状況により、2つに分化)
歯科訪問診療補助加算 同一建物居住者以外 110 点 同一建物居住者 45 点	歯科訪問診療補助加算 同一建物居住者以外 115 点 同一建物居住者 50 点 (歯援診、か強診以外は 90 点・30 点)
歯科疾患在宅療養管理料 在宅療養支援歯科診療所の場合：240 点 (それ以外の場合：180 点)	歯科疾患在宅療養管理料 在宅療養支援歯科診療所 1 の場合：320 点 在宅療養支援歯科診療所 2 の場合：250 点 (それ以外の場合：190 点)
在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料の加算 在宅療養支援歯科診療所の場合：50 点 * か強診の加算との重複は不可	在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料・小児 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料の加算 在宅療養支援歯科診療所 1 の場合：125 点 在宅療養支援歯科診療所 2 の場合：100 点 * か強診の加算との重複は不可



A 下顎の軟質材料を用いた有床義歯内面適合法 における歯科技工加算

傷病名 7+7 MT (リソウ)

月日	部位	治療内容	点数	負担金
4/13		再診 明細	45+1	
	7+7	補診 (概要図を用い、補綴物について説明、治療計画を示す)	70	
		連 imp (アクリル系機能印象)	230	2
		BT (中心咬合位、バイトワックス)	283	2
4/14		再診 明細	45+1	
	7+7	有床義歯内面適合法 (総義歯・軟質材料名略、シリコン系)	1,730	1
		歯科技工加算 2 (預かり日 4/13, DT ●●)	30	3
		歯リハ 1 (適合性の検査、義歯の維持について指導)	124	
4/17		再診 明細	45+1	
	167 部	床縁調整	—	
		実日数 3日	計 2,605 点	

保険解説

1 軟質材料を用いる場合の有床義歯内面適合法

軟質材料を用いる場合については、**下顎総義歯に限る。**

2 軟質材料を用いる場合の有床義歯内面適合法の 印象採得、咬合採得

軟質材料を用いる場合については、**間接法に限る。**

- 1) 印象採得……………230 点
- 2) 咬合採得……………283 点

3 歯科技工加算

①施設基準に適合した届出医療機関において、患者の求めに応じて、有床義歯を**預かった当日**に床裏装を行い、当該義歯を装着した場合は、**歯科技工**

加算 1 として、1 顎に **50 点** を所定点数に加算する。

②施設基準に適合した医療機関において、患者の求めに応じて、有床義歯を**預かった翌日**に床裏装を行い、当該義歯を装着した場合は、**歯科技工加算 2** として、1 顎に **30 点** を所定点数に加算する。

施設基準

- 1) 歯科技工士を配置していること。
- 2) 歯科技工室および歯科技工に必要な機器を整備していること。
- 3) 患者の求めに応じて、迅速に有床義歯を修理する体制が整備されている旨を院内掲示していること。

B 非金属歯冠修復（レジンインレー）

（臼歯部レジンインレー）

傷病名 6 C₂ 4 Pul

（2月26日初診，2月に4 根充済み，歯科疾患管理料（1回目）算定済み，3月未来院）

月日	部位	治療内容	点数	負担金
4/3		再診 明細	45+1	
		歯科疾患管理料（継続管理の必要性を説明，内容略）文書提供加算	100+10	
	5	OA・2%キシロカインCt 1.2 mL 伝麻	42+10	
		修形 ← 算定日	120	
		連 imp（寒天+アルジネート） ←	64	2
		BT（パラフィン） ←	18	2
	4	KP ← 縦貫	86	2
		連 imp（寒天+アルジネート）	64	2
		BT（パラフィン）	18	2
4/7		再診 明細	45+1	
	5	クリアフィルレジンインレー set（OB）	133+45	1
	4	クリアフィルレジンインレー set（MO）	196+45	1
		接着性レジンセメント（治癒）	17×2	
		実日数 2日	計1,077点	

保険解説

1 レジンインレーの基本点数（装着料は別算定）

隣接面を含まない

非金属歯冠修復「単純なもの」の所定点数 104点 +
材料料 29点 = 133点

隣接面を含む

非金属歯冠修復「複雑なもの」の所定点数 156点 +
材料料 40点 = 196点

2 レジンインレーにかかわる各種点数

- ①窩洞形成は，う蝕歯インレー修復形成（修形）120点，または窩洞形成（単純なもの60点，複雑なもの86点）を算定する。
- ②印象は，単純印象 32点または連合印象 64点を算定する。
- ③咬合採得は，18点を算定する。
- ④装着料は，45点を算定する。

- ⑤装着材料料は，歯科用合着・接着材料Ⅰの17点，11点またはⅡの12点を算定する。

症例解説

- 1 レジンインレーは金属材料と比較して耐久性に難点があるが，審美的に優れている修復方法である。
- 2 窩洞形態は従来のインレー窩洞におおむね準ずるが，隅角などはシャープにせず丸味を付与する。保持のための一定の深さ，および窩壁の平行性は大切で，アンダーカットがあるとレジンのインレー体が模型から取り外せなくなるので注意を要する。
- 3 窩縁斜面は付与しない。
- 4 レジンインレーの接着には，デュアルキュア型の粘稠度の低いコンポジットレジンが用いられる。